

特別養護老人ホーム清山荘指定介護予防訪問入浴介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人慶美会が開設する特別養護老人ホーム清山荘（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防訪問入浴介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員及び介護職員（以下「訪問入浴介護従業者」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防訪問入浴介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の訪問入浴介護従業者は、要支援者の心身についての十分な配慮の下で、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことにより、利用者の身体の清潔保持や心身機能の維持等を図るものである。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム清山荘
- (2) 所在地 市川市柏井町4丁目314番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。なお、指定訪問入浴介護事業所と兼務する。

- (1) 管理者 1名

管理者は事業所の従業員及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 訪問入浴介護従業者

看護職員 2名以上

介護職員 4名以上

訪問入浴介護従業者は指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。(12月30日から1月3日までを除く)

(2) 営業時間 午前8時40分から午後6時40分までとする。

(介護予防訪問入浴介護の提供方法)

第6条 指定介護予防訪問入浴介護の提供に際し、あらかじめ利用申し込み者またはその家族に対し、運営規程の概要その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(介護予防サービス計画の変更の援助等)

第7条 介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供する。

2 利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係わる介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。

(サービス担当者会議等)

第8条 指定介護予防訪問入浴介護の提供にあたっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況の把握に努める。

(連携)

第9条 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護予防支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2 指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(サービス提供の拒否禁止)

第10条 正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒まない。ただし、通常の実施地域などを勘案し、利用申し込み者に対して適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供が困難と認めた場合は、その他の指定介護予防訪問入浴介護事業者の紹介など、必要な措置を講じる。

(被保険者資格)

第11条 指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要支援認定の有無、要支援認定の有効期間を確認する。

2 前項の被保険者証に介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されている場合、その意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第12条 指定介護予防訪問入浴介護に際し、要支援認定を受けていない利用者の申し込み者には、要支援認定の申請が既に行われているか否かを確認し、行われていない場合には利用者の意思を踏まえて速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。
- 2 介護予防支援（これに相当するサービスを含む）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認められるときは、要支援認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の1ヶ月前にはなされるよう、必要な援助を行う。

(法定代理受領サービス)

- 第13条 指定介護予防訪問入浴介護の提供に際し、利用申し込み者が法定代理受領サービスの要件を満たしていないときは、当該利用申し込み者またはその家族に対し、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(サービスの内容)

- 第14条 指定介護予防訪問入浴介護の内容は次の通りとする。
- 2 要支援者への居宅における入浴の援助を行う。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供する。
- 4 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 6 指定介護予防訪問入浴介護の提供は、1回につき、看護職員1人及び介護職員1人を以って行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障が生ずる恐れがないと認められる場合においては、主治医の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。
- 7 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備・器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用する。

(介護予防訪問入浴介護の利用料等)

- 第15条 指定介護予防訪問入浴介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定介護予防訪問入浴介護が法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載された割合を乗じた額とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防訪問入浴介護に要した交通費は、その額を徴収する。

一 事業の実施地域を超えてから、片道5キロメートル以上について

500円

3 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用は、その実費を徴収する。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第16条 通常の事業の実施地域は、市川市・鎌ヶ谷市・松戸市・船橋市・白井市の区域とする。

（サービス提供に当たっての留意事項）

第17条 サービスの利用者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を受ける際に、次のことに留意しなければならない。

（1）利用者は入浴が実施されるおおむね1時間前までには食事の摂取を終えていること。

（緊急時における対応方法）

第18条 訪問入浴介護従業員は介護予防訪問入浴介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（個人情報の保護）

第19条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供についてはあらかじめ利用者又はその代理人並びに利用者の家族の了解を得るものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第20条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（1）併設する指定介護老人福祉施設が設置し、定期にて開催する虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）

る。)に出席するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。

- (2) 併設する指定介護老人福祉施設が整備する虐待の防止のための指針を準用するものとする。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的 to 実施するものとする。
- (4) 上記の措置を適切に実施するための担当責任者を置くものとする。

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村に報告するとともに、虐待防止等を検討する委員会にて協議し、再発防止策について介護職員その他の職員に周知するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第21条 事業所は、指定介護予防訪問入浴介護等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 初任者研修 (採用後ないし異動後3ヶ月以内)
 - (2) 現任者研修 年2回
 - (3) 外部研修 随時
 - (4) 認知症介護に係る基礎的な研修
- 2 訪問入浴介護従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、訪問入浴介護従業員でなくなった後についてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- 3 訪問入浴介護従業員等の清潔保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行う。
- 4 職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。
- 5 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問介護サービスの提供を継続的に実施しながら、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。また事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施するものとする。また事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 6 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回開催するとともに、その結果について訪問入浴介護従業員に周知徹底を図るものとする。また、

感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備するとともに、研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

7 指定介護予防訪問入浴介護の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

8 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人「慶美会」と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

平成19年 1月 1日 一部改正

平成19年11月15日 一部改正

平成22年 8月16日 一部改正

平成25年11月 1日 一部改正

平成27年 8月 1日 一部改正

令和 3年 4月 1日 一部改正

令和 5年 1月 1日 一部改正

令和 7年 4月 1日 一部改正

令和 8年 6月16日 一部改正